

2026年8月18日 内閣府「AI時代の知的財産権検討会（第13回）」資料1に基づく

生成AI知財 プリンシプル・コード

— 大手企業・IT企業の法務／コンプライアンス実務への影響と対応 —

生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称)(案)
内閣府知的財産戦略推進事務局／コンプライ・オア・エクスプレイン方式のソフトロー

渡邊 雅之

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士

本日の結論 — 5つのポイント

詳細に入る前に、法務・コンプライアンス部門が押さえるべき要点を先に示す。

1

法的拘束力はないが「無視できない」

罰則も強制開示もないソフトロー。ただし内閣府が受入れ表明企業の一覧を公表するため、対応状況が市場・取引先から可視化される。

2

最大の実務論点は「自社が適用対象か」

定義上、単なる受託開発者・社内利用者は非該当。自社データ限定の社内AI・グループ内AIも明文で除外される。

3

外販した瞬間に該当し得る

汎用モデルをベースに業界特化AIを外部提供すれば「生成AI事業者」に該当。IT企業・SaaS事業者は要注意。

4

求められるのは「開示」と「照会対応体制」

原則1＝コーポレートサイトでの概要開示、原則2・3＝権利者／利用者からの照会への回答体制の整備。

5

「体制がない」はエクस्पラインにならない

体制未整備を述べるだけでは説明として不十分とされ、構築完了時期の説明まで求められる。

視点の転換 — 「適法性判断」から「説明可能性の設計」へ

コードは知財侵害をゼロにする仕組みではない。取引先・権利者・利用者から問われたときに“何を説明できる会社か”が見られる仕組みである。

これまでの典型論点	本コードが持ち込む視点	企業実務での読み替え
著作権法30条の4により、学習はどこまで許されるか	モデル・学習データ・クローラ・ログの概要を、平時から開示しておく	AIサービス調達時のデューデリジェンス項目になる
生成物が既存作品に類似した場合、責任は誰が負うか	権利者・利用者からの個別照会に、要件を確認したうえで回答する	自社サービスに組み込んだ瞬間に「提供者」となり得る
社内利用であれば、どこまで統制すべきか	実施しない原則については、その理由を説明し公表する	説明できないAI利用は、それ自体がレピュテーションリスクになる

法務・コンプライアンス部門の役割は、「AIを使ってよいか」を判定することから、「説明できる形で使い、提供できているか」を設計することへと重心が移る。

なぜ法務・コンプライアンスが見るべきか

3

「自社はAI開発会社ではないから関係ない」とは言い切れない。理由は三つある。

1

自社が「提供者」化する

既存システムや製品、アプリ、ビジネスプロセスに生成AIを組み込んで外部に提供すると、生成AI提供者として評価され得る。顧客向けAIチャットボット、AIレポート生成SaaS、業界向けAI検索サービスなどが典型。

2

調達DDの標準になる

コード自体に法的拘束力がなくても、大手企業の調達・委託管理においては、ベンダーに対する確認項目として機能し得る。「答えられないAI」は、取引先説明・監査・紛争対応で弱点になる。

3

苦情・紛争の初動を左右する

権利者からの照会、利用者からの説明要求、SNS上の類似指摘に対し、社内で誰が何を確認しどこまで回答するかが問われる。炎上局面では、法的な勝敗よりも説明の納得性が先に問われる。

実務ポイント

本コードは「法令遵守チェックリスト」にとどまらず、AIガバナンス・調達・紛争対応を貫く社内外の共通言語になる。

本日のアジェンダ

4

I

全体像とコードの法的性質

- ・ AI法・著作権法との関係／策定経緯とスケジュール
- ・ コンプライ・オア・エクスプレインと4つの誤解

II

適用対象 — 自社は「生成AI事業者」か

- ・ 開発者／提供者の定義、3つの除外類型
- ・ 該当性判断フローと類型別マトリクス

III

原則1 — 概要開示の中身

- ・ 透明性確保／知的財産権保護のための措置と記載例
- ・ モデル・学習データ・ログの実務深掘り

IV

原則2・原則3 — 照会への回答

- ・ 権利者照会と利用者照会の要件
- ・ 受付から回答までの社内ワークフロー

V

受入れ表明とエクスプレインの作法

- ・ 届出・年次更新／オーバーライド条項
- ・ エクスプレインの品質と残された論点

VI

ケーススタディと社内実装

- ・ 4つのケースで見る当てはめ
- ・ ベンダーDD・規程体系・運用体制・経営報告

はじめに — 本日押さえておきたい用語

詳細に入る前に、頻出する用語を先に共有しておく。本編でも繰り返し登場する語を中心に選んだ。

用語	本セミナーでの意味
生成AI開発者	生成AIシステムを構築し、公衆に実質的に提供した者
生成AI提供者	生成AIを組み込んだサービスを公衆に提供した者
公衆	不特定の者又は特定多数の者。該当性判断の中核となる概念
RAG	検索拡張生成。外部・社内データを検索参照して回答を生成する仕組み。投入データの権利処理が実務上の要点
ペイウォール	コンテンツ本体への技術的アクセス制限。破ればアクセス自体ができないという意味で強制力を伴う
robots.txt	クローラへの機械可読な収集指示。従うかはクローラ側の任意で、ペイウォールと異なり強制力はない
C2PA	コンテンツの出所・来歴を証明する技術的枠組み
コンプライ・オア・エクスプレイン	実施するか、実施しない場合は理由を説明する手法。コーポレートガバナンス・コード等と同じ手法
オーバーライド条項	契約・利用規約で原則の適用を撤廃又は制限する規定。存在を示すだけではエクスプレインとして不十分

※ 各用語の詳細は、該当する章で改めて解説する。

PART

I

全体像とコードの法的性質

なぜ今このコードなのか。何を強制し、何を強制しないのか。

- ー AI法・AI基本計画からの流れ
- ー 策定経緯と適用スケジュール
- ー コンプライ・オア・エクスプレインという手法

位置づけ — AI法の趣旨を受けたソフトロー

7

本コードは、AI法（令和7年法律第53号）の趣旨を踏まえ、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コード等、コーポレートガバナンス分野の手法を参考に策定された。

2025年

AI法 全面施行

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）。研究開発・活用の推進を基本方針とする。

2025年12月

AI基本計画 閣議決定

適切な知的財産の保護と利活用につながる透明性確保の取組を進める方針を明記。

2026年

プリンシプル・コード

生成AI事業者が行うべき透明性確保・知財権保護の措置の原則を定める。法的拘束力なし。

実務ポイント

「推進」を基調とするAI法の下で、権利者保護の受け皿として設計されたのが本コード。規制強化ではなく“説明できる状態”の要求である点が理解の出発点。

なぜ今、この形なのか — 現行著作権法との関係

8

本コードは生成AIの知的財産保護に特化したルール整備としては初の試みとなる。法改正ではなくソフトローが選ばれた背景には、現行著作権法の建付けがある。

現行著作権法の建付け

- ・ 著作権法30条の4は、情報解析(AI学習等)の用に供する場合、著作物を権利者の許諾なく利用することを原則として認めている
- ・ 美術品や記事等の著作物も、原則として学習データとしての利用が認められる
- ・ 生成AIが既存著作物に酷似したコンテンツを容易に生成し得ることから、権利保護を求める声が強まっている

本コードが選んだアプローチ

- ・ 30条の4自体は改正せず、権利制限の範囲はそのまま維持する
- ・ その代わりに、学習データの概要公開、権利者への開示、利用者への開示という透明性の層を上乗せする
- ・ 生成AIに関する知財保護に特化したルール整備としては、これが初めての取り組みとされる

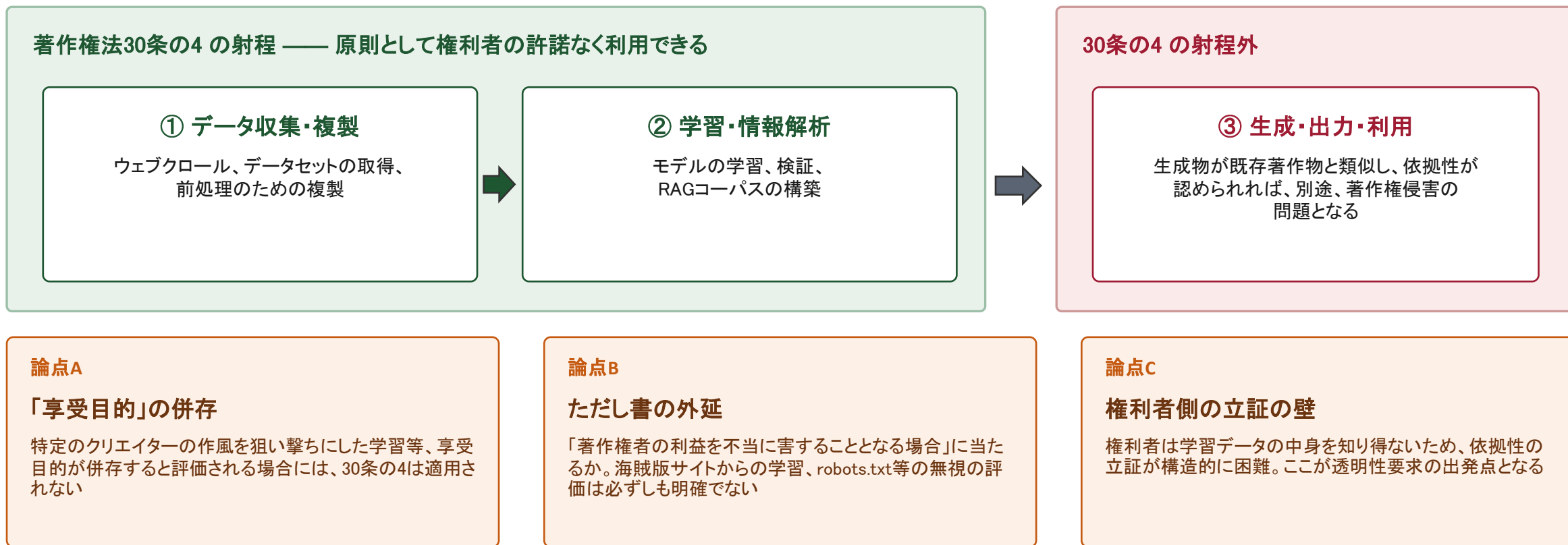
実務ポイント

「侵害の成否」という実体判断には踏み込まず、「学習の中身を説明できるようにする」という手続面の規律にとどめた点が制度設計の核心。法務としては、30条の4の解釈論と本コードの開示実務を切り分けて理解する必要がある。

【図解】著作権法30条の4の射程 — どこまでが「許される学習」か

9

30条の4は、著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合に、必要と認められる限度で利用を認める規定である。AI学習は主に第2号(情報解析の用に供する場合)で整理される。



プリンシプル・コード

30条の4 の解釈そのものは変えず、論点A～Cが生む不透明さを「開示」と「自主的な規律」で埋めようとするもの

※ 論点A・Bの整理は、文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」(令和6年3月15日)及び文化庁「AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」(令和6年7月)における考え方を踏まえたもの。

30条の4をめぐる論点と、コードによる手当ての対応関係

コードの各措置が、現行法のどの隙間に対応しているかを整理すると、その設計意図が理解しやすくなる。

論点	現行法上の状況	コードが対応させている措置
A 享受目的の併存	享受目的が併存すると評価されれば30条の4は適用されない。もっとも、どのような学習がこれに当たるかの線引きは、なお解釈に委ねられている	原則1(2)：データ活用に関して他者の知的財産権を侵害しないこと／知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置
B ただし書の外延	「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の該当性。robots.txt等を見無視した収集や海賊版サイトからの学習の評価は、必ずしも明確でない	原則1(2)：ペイウォール等のアクセス制限やrobots.txt等の機械可読な指示に従うクローラの採用／海賊版サイト等へのクロール回避
C 立証の壁	権利者は学習データの中身を知り得ず、依拠性の立証が構造的に困難。当事者照会(民訴163条)や文書提出命令(同221条)に至る前段階の手がかりが乏しい	原則2：法的手続を行い又は準備する権利者からの求めに対し、対照情報が学習データに含まれるか否かを回答
D 生成・利用段階	30条の4はあくまで学習段階の規律。生成物の類似性・依拠性が認められれば、別途、著作権侵害の問題となる	原則1(2)：電子透かし・C2PA等の来歴証明／侵害と考えられる生成物を利用すべきでない旨の利用者への周知 原則3：利用者からの照会への回答

実務ポイント

コードは30条の4の解釈を変更するものではない。権利制限の範囲は現行どおりとしたうえで、その運用が権利者から見えないという構造的問題に、透明性で応えようとする設計である。

※ 現行法上の状況の整理は、文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」(令和6年3月15日)を踏まえたもの。

策定の経緯と今後のスケジュール

第10回検討会で原案が示されて以降、パブリックコメント・関係団体との意見交換を経て内容が修正されてきた。

時期	出来事	実務上の意味
令和7年12月12日	第10回検討会に原案提示	当初は「AI事業者」を広く捉える建付け。対象範囲が過度に広いとの指摘。
令和7年12月26日 ～令和8年1月26日	パブリックコメント実施	新聞協会・NAFCA等の権利者団体、経済団体の双方から多数の意見。
令和8年1月14日	経団連との意見交換会	理念には賛意。海外事業者との競争条件・工数負担への懸念が表明。
令和8年8月18日	第13回検討会で最終案提示	「生成AI」に対象を限定。OSS例外の記載は削除。座長一任で事実上了承。
2026年秋(予定)	基本原則として決定・適用	受入れ表明・届出の受付開始。年1回の見直し・更新サイクルに入る。

実務ポイント

適用開始まで残り数か月。該当性判断と開示文書の起案は、秋の適用開始から逆算して今夏中に着手すべき局面にある。

パブリックコメントに寄せられた主な論点

12

意見募集には約1か月で2,161件(うち法人・団体99)の意見が寄せられた。権利者側と事業者側で評価が正反対に割れた点が特徴である。

権利者・クリエイター側の主張

- ・ 透明性確保に賛同。開示は立派な抑止力であり、本コードの策定は画期的
- ・ 実効性確保のため、罰則や強制的な性質を持たせるべき
- ・ URL単位ではなく、学習データを個々のレベルで開示させるべき
- ・ 権利者が労力を払わずとも、原則として常に開示すべき
- ・ 海賊版・robots.txt無視のデータからの学習を明確に禁止すべき

事業者・開発側の主張

- ・ 開示項目は営業秘密・ノウハウに該当し、競争力の根幹に関わる
- ・ EU AI Act等と比べても厳しく、事業者に過剰な負担を強いる
- ・ モデル内に元データは保存されず、URL単位の追跡は技術的に困難
- ・ 既存の証拠開示制度(当事者照会・弁護士会照会等)で足りる
- ・ 業務処理結果のみ・閉域利用・単一顧客向けB2Bは対象外とすべき

実務ポイント

最終案は、対象を「生成AI」に限定し機微情報の非開示を認めるなど、事業者側の懸念に一定配慮しつつ、開示と照会という透明性の骨格は維持する着地となった。

法的性質 — 何を求め、何を求めないのか

13

本コードは法的拘束力を有する規範ではない。趣旨を理解し受け入れた事業者に対して、趣旨を踏まえた対応が図られることを期待するもの。

求めるもの

- ・ 原則の実施、又は実施しない場合の理由の説明
- ・ コーポレートサイト等での概要開示と届出
- ・ 権利者・利用者からの照会への回答
- ・ 各事項の原則毎年の見直し・更新

求めないもの

- ・ 機微な情報（営業秘密・安全性／セキュリティに関するもの）の強制的な開示
- ・ 学習データの全件列挙
- ・ 当事者間の任意・主体的な調整の制限
- ・ 内閣府による届出内容の審査・第三者照会への回答

コンプライ・オア・エクスプレイン

原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するよう求める手法。個別事情に照らし実施が適切でない原則があれば、「実施しない理由」を十分に説明することで一部を実施しないことも想定されている。ただし、説明に際しては、生成AI利用者や権利者の理解が十分に得られるよう工夫すべきとされる。

同じ手法が使われている例：コーポレートガバナンス・コード（東証上場規程）、ステュワードシップ・コード。いずれも「守るか、守らないなら説明せよ」という発想で、細則を法定せず自主的な規律を促す点が共通する。日本の上場企業にとっては馴染みのある枠組みである。

コンプライ・オア・エクスプレイン — 日本企業が誤解しやすい4点

「守るか、守らないか」ではなく、「どう実施し、できない部分をどう説明するか」を問う枠組みである。

よくある誤解	正しい読み方	実務対応
全部できなければ受入れ表明はできない	一部の不実施も想定されている。ただし実施しない理由の十分な説明を要する	原則ごとに「実施／一部実施／未整備／対象外」を棚卸しし、区分ごとに文案を用意する
営業秘密まで全て開示しなければならない	機微な情報（営業秘密・安全性／セキュリティに関するもの）の強制的な開示は求められていない	開示粒度と非開示理由をあらかじめ設計し、社内で線引きを共有する
利用規約で開示対象を限定すれば足りる	オーバーライド条項の存在を示すだけでは、エクスプレインとして不十分とされる	なぜ制限するのかを、利用者・権利者が理解できる形で説明する
「体制がない」と述べれば足りる	体制未整備を述べるだけでは不十分。構築完了時期の説明まで求められる	整備時期、暫定対応の範囲、責任部署を明示する

実務ポイント エクスプレインは「言い訳」ではなく、事業者としての設計思想とロードマップの表明である。この理解の有無が、実務の質を大きく分ける。

3つの原則の全体像

15

原則1は「誰に対しても」の一般開示、原則2・3は「特定の求めに対する」個別回答。性格が異なる。

原則1

概要開示

開示の相手方

全ての者

コーポレートサイト等で、①透明性確保のための措置(使用モデル・学習データ・アカウントビリティ)と②知的財産権保護のための措置の概要を開示し、誰もが閲覧できる状態にする。

原則2

権利者への回答

開示の相手方

権利者・代理人弁護士

訴訟・調停・ADR等の法的手続を現に行い又は準備している者等からの求めに応じ、学習データに照会URL等が含まれるか否かを回答する。

原則3

利用者への回答

開示の相手方

生成物を生成した者

生成AIを用いてコンテンツを生成した者からの求めに応じ、生成物と同一・類似のコンテンツが掲載されたURL等が学習データに含まれるか否かを回答する。

実務ポイント

原則1は「文書を作って載せる」タスク、原則2・3は「体制を作って運用する」タスク。所管部署・工数の性質がまったく異なる点に注意。

PART

II

適用対象 — 自社は「生成AI事業者」か

本コードの実務は、まず該当性判断から始まる。

- 生成AI開発者・生成AI提供者の定義
- 受託者・社内AI・業界特化AIの扱い
- 域外適用と判断フロー

定義 — 「生成AI事業者」とは

17

本コードは「生成AI開発者」と「生成AI提供者」(総称して「生成AI事業者」)に適用される。いずれも“公衆への提供”が要件である。

生成AI開発者

- ・ 生成AIシステムを構築する役割を担う者
- ・ かつ、その開発に係る生成AIシステムを公衆に実質的に提供した者
- ・ 目的・法人／個人の別を問わない

生成AI提供者

- ・ 生成AIシステムをアプリケーション、製品、既存システム、ビジネスプロセス等に組み込んだサービス(生成AIサービス)を
- ・ 公衆に提供した者

キーワード:「公衆」=不特定の者又は特定多数の者

「生成AI」とは、文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルに基づくAIの総称をいう。公衆への提供を行っておらず、研究・開発を行っているにすぎない者は、生成AI事業者には該当しない。したがって、社内の研究開発部門で閉じている限り、本コードの名宛人にはならない。

原則として含まれない者 — 受託者・研究開発者

工程の一部のみを引き受ける受託者は、原則として「生成AI事業者」に含まれない。ただし実質的に公衆へ提供したと評価できる場合は別。

類型	引き受ける役割の例	扱い
開発工程の一部受託者	生成AI開発者から委託等を受けて、モデル・アルゴリズムの開発、データ収集（購入を含む）、前処理、モデル学習及び検証等の構築過程の一部のみを引き受け、これを納入し又は役務を提供する者	原則として「生成AI開発者」に含まれない
提供工程の一部受託者	生成AI事業者から委託等を受けて、システム検証、他システムとの連携の実装、システム又はサービスの提供、正常稼働のための利用者側の運用サポートの一部のみを引き受ける者	原則として「生成AI提供者」に含まれない
研究開発のみを行う者	公衆への提供を行っておらず、研究・開発を行っているにすぎない者	生成AI事業者に該当しない

留意

いずれも「原則として」含まれないにとどまる。実質的に生成AIシステム／サービスを公衆に提供したと評価できる場合には該当し得る。SIer・受託開発ベンダーは、成果物の提供形態（納品か、自社名義でのサービス提供か）を契約書レベルで整理しておく必要がある。

除外類型①: 自社／グループのデータのみを用いる場合

19

一の法人・個人、又は特定の企業グループ・団体が保有するデータのみを用いて特化させた生成AIを、当該データ提供者又はその指定する限られた範囲の者のみに提供する者は、開発者にも提供者にも含まれない。

① 一の法人・個人のデータのみを用いる場合

- ・ 一の法人又は個人が保有するデータのみを用いて特化させた生成AIシステム／サービス
- ・ これを当該データ提供者又はその指定する限られた範囲の者のみに提供する者
- ・ →「生成AI開発者」「生成AI提供者」いずれにも含まれない

② 企業グループ・団体のデータのみを用いる場合

- ・ 特定の企業グループ又は団体に属する法人・個人から提供を受けたデータのみを用いる場合
- ・ 当該グループ・団体又はその指定する限られた範囲の者のみを使用するもの
- ・ ※ データを提供した法人・個人が当該データの利用を許諾している場合に限る

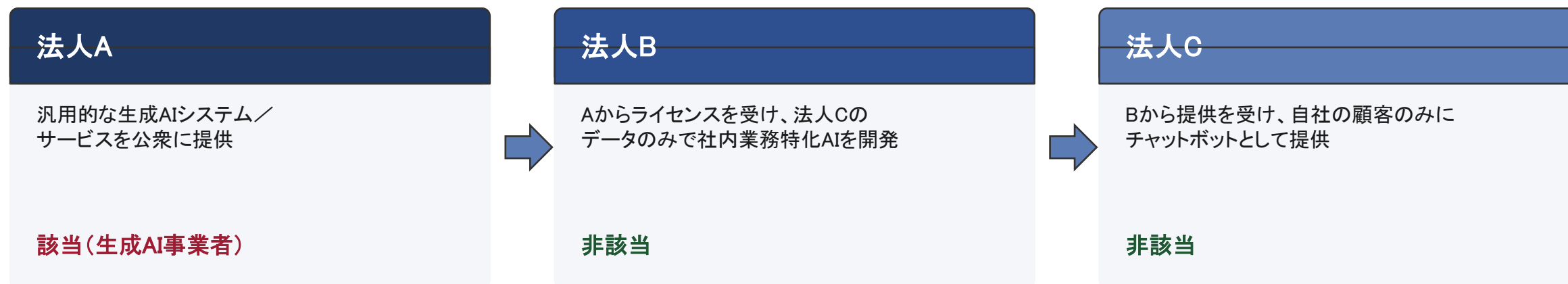
この除外が意味すること

- ・ 多くの事業会社が導入している「社内文書だけを学習・参照させた社内向けAIアシスタント」は、本コードの適用対象外となる。
- ・ グループ内共通基盤としての生成AIも、データ提供者による利用許諾が取れていれば対象外。グループ会社間のデータ利用許諾の書面化が実務上の要点となる。
- ・ 逆に、外部データを混ぜて学習させる、あるいは提供先を「限られた範囲」を超えて広げると、除外の前提が崩れる。

除外類型①の具体例 — 法人B・法人Cの整理

20

コードが挙げる非該当の典型例。Sier・ユーザー企業の双方にとって最も参照頻度が高い記載である。



非該当の前提条件

法人Bが非該当となるのは、当該生成AIシステム／サービスが「法人Cから提供を受けたデータのみに基づき生成を行うよう構築されている場合」に限られる。汎用モデルの知識をそのまま生成に用いる構成（一般的なRAG構成でも、基盤モデル自体が回答生成に寄与する場合）については、この限定の当てはめを慎重に検討する必要がある。

除外類型②: 業界特化型は原則として「該当」

21

除外類型①に該当しない限り、特定の業界に特化した生成AIを開発・提供する者も生成AI事業者には該当し得る。

コードが挙げる具体例

汎用的な生成AIを公衆に提供する法人Dからライセンスを受けた法人Eが、これを基にして特定の業界Xに特化した生成AIを開発し、業界Xに属する法人F・G・Hに提供している場合 — 法人Eは生成AI事業者には該当する。

ただし、法人Eが生成AI事業者として各原則への対応を求められるのは、汎用的な生成AIに「付加した部分」に限定される。汎用部分については、法人Dが各原則を遵守することで知的財産の保護及び透明性が図られることが想定されている。

IT企業・SaaS事業者への含意

- ・ OpenAI等の基盤モデルをAPI利用し、業界特化SaaSとして外販する形態は該当する
- ・ 対応範囲は自社の付加部分（追加学習データ、RAGコーパス、フィルタ等）

ユーザー企業への含意

- ・ 自社顧客向けにAI機能を組み込んだサービスを提供すれば「生成AI提供者」となり得る
- ・ 「AIは外部ベンダー製だから当社は無関係」という整理は通らない

実務ポイント

レイヤー分担の整理が鍵。上流ベンダーの受入れ表明・開示内容を確認し、自社開示ではその参照と付加部分の説明を組み合わせる設計が現実的。

除外類型③: 権利侵害のおそれが著しく低い場合

22

第三者の権利を侵害する生成物が生成されるおそれが著しく低い生成AIを開発・提供する場合は、「生成AI事業者」に該当しない。

次の生成物が極めて高い頻度で生成される場合

- ・ 既存の著作物の創作的表現を直接感得することができない生成物
- ・ 意思決定に資する統計的データ、推論結果等にとどまる生成物

業界内データのみで構築する場合

- ・ 業界Xに属する法人I～Lから提供を受けたデータのみを用いて業界特化AIを開発し、法人I～Lに提供する場合
- ・ ※ 当該AIが法人I～Lから提供を受けたデータのみに基づき生成を行うよう構築されている場合に限る

実務上の当てはめ例(要検証)

- ・ 与信スコアリング、異常検知、需要予測など、出力が数値・スコア・分類結果にとどまるAI —— 除外類型③に馴染みやすい
- ・ 他方、文章・画像・コードを生成する業務支援AIは、出力形式からして除外を主張しにくい
- ・ 「極めて高い頻度で」という限定に注意。例外的にでも創作的表現を含む生成が起こり得る設計では、除外の主張は慎重に

域外適用 — 海外事業者も適用対象

23

日本国内に本店又は主たる事務所を有しない生成AI事業者であっても、生成AIシステム／サービスが日本に向けて提供されている場合には、本コードの適用を受ける。

「日本に向けて提供されている場合」

日本国民が利用できる場合を含むが、これに限られない — きわめて広い定式である。日本語UIの有無や日本法人の存否を問わず、日本から利用可能なサービスは広く射程に入り得る。

期待される効果

- ・ 国内事業者のみが負担を負う「片務的な規制」となる事態の回避
- ・ 受入れ表明の一覧公表により、海外事業者の対応状況も可視化される

残る限界

- ・ 法的拘束力がなく、海外事業者に受入れを強制する手段はない
- ・ 検討会でも競争条件の公平性について繰り返し指摘がなされてきた

具体像

米国のGoogleやOpenAIなど、日本国内に主たる拠点を持たない大手AI事業者が適用対象として念頭に置かれている。域外適用の射程を検討する際の具体的な参照例となる。

【実務】該当性判断フローチャート

24

自社の各AIプロダクト・機能ごとに、以下の順で判定する。プロダクト単位での棚卸しが出発点となる。

Q1

公衆（不特定の者又は特定多数の者）に提供しているか

NO → 非該当（社内利用・研究開発のみ）

Q2

生成AIシステムを構築、又は生成AIを組み込んだサービスを提供しているか

NO → 非該当（工程の一部受託にとどまる場合を含む）

Q3

自社／グループのデータのみを用い、限られた範囲の者のみに提供しているか

YES → 非該当（除外類型①）

Q4

権利侵害生成物が生じるおそれが著しく低いか（統計値・推論結果等のみ）

YES → 非該当（除外類型③）

結論

上記のいずれにも当たらない場合 — 「生成AI事業者」として原則1～3の対応対象

対応範囲は自社が付加した部分に限定され得る

【実務】自社類型別の当てはめ整理

典型的な事業形態ごとの当てはめイメージ。最終的には個別の技術構成・提供形態により判断を要する。

事業形態	該当性の目安	主たる対応	留意点
社内文書のみを参照する 社内向けAIアシスタント	非該当	対応不要	外部データの混入・提供範囲の拡大で前提が崩れる
グループ共通のAI基盤 (グループ内利用に限定)	非該当	対応不要	データ提供元各社からの利用許諾の書面化が前提
受託開発ベンダー (構築工程の一部を受託)	原則非該当	契約上の役割整理	自社名義でのサービス提供と評価されれば該当
基盤モデルをAPI利用した 業界特化SaaSの外販	該当	原則1～3すべて	対応範囲は自社の付加部分。上流の開示内容を確認
自社製品にAI機能を搭載し 一般顧客に提供	該当	原則1～3すべて	「ベンダー製だから無関係」という整理は成り立たない
与信スコア・異常検知等 非生成的な出力のAI	非該当の余地	該当性の記録化	生成的機能の追加時に再判定が必要

※ 上表は理解のための整理であり、個別事案における最終的な判断を示すものではない。

PART

III

原則1 — 概要開示の中身

コーポレートサイト等で「誰もが閲覧できる状態」にすべき事項。

- 透明性確保のための措置（使用モデル／学習データ／アカウントビリティ）
- 知的財産権保護のための措置
- 細則と開示の粒度

原則1の構造

コーポレートサイト等において、次の各事項の概要(「概要開示対象事項」)を開示し、権利者及び利用者を含む全ての者が閲覧可能な状態にする。

(1) 透明性確保のための措置

- ・ ア 使用モデル関係
- ・ イ 学習データ関係
- ・ ウ アカウナビリティ関係

(2) 知的財産権保護のための措置

- ・ 権利遵守運用のための体制・原則の策定と公表
- ・ クロール／技術的措置／窓口整備等、計9項目への対応状況

開示できない場合

概要開示対象事項の一部について開示をすることができない場合には、その理由を示すことによりエクस्पラインを行う。もっとも、生成AI事業者に帰属する機微な情報(営業秘密及び安全性・セキュリティに関するもの)の強制的な開示を求めるものではない旨が、総論・原則1の双方に明記されている。

原則1(1)透明性確保のための措置

開示が求められる3分野。いずれも「概要」の開示であり、全件列挙を求めるものではない。

分野	開示事項	括弧書きで例示されている内容
ア 使用モデル関係	名称	識別子、バージョン 等
	公開日を含む来歴	過去のバージョンや修正履歴 等
	アーキテクチャ・設計仕様	モデル開発において第三者と契約するライセンスの状況、使用に必要なハードウェア・ソフトウェアやライセンス 等
	利用規定	想定する用途や、制限・禁止されている用途の明確化 等
	モデルのトレーニングプロセスの内容	トレーニングの方法 等
イ 学習データ関係	学習及び検証等に用いられたデータに関連する事項	データの種類(RAGにおいて用いるものを含む)、ウェブクロールや第三者から取得した非公開のデータセット、公開データセット、その他の手段で収集されたデータ、合成データの利用有無及び目的 等
	クローラ	目的、データ収集期間、名称・識別子、第三者クローラの利用の有無及びその名称・識別子 等
ウ アカウントビリティ	技術的に可能かつ合理的な範囲で追跡・遡及が可能な状態の内容	トレーサビリティの向上、責任者の明示、関係者の責任の分配、ステークホルダーへの具体的対応、文書化 等

※ 開示すべき記載の程度については、内閣府知的財産戦略推進事務局が別途公表する「概要開示対象事項の具体例」を参照することとされている。

原則1(2)知的財産権保護のための措置 — 9項目

29

以下の各事項への「対応状況」を開示する。開示対象は措置そのものではなく、その対応状況である点に注意。

1 体制

知的財産権保護のための原則を策定し、責任体制を明確化するとともに、年1回以上これを見直し、その要旨を外部に公表すること

3 クローラ

ペイウォール等のアクセス制限やrobots.txt等の機械可読な指示に従うクローラの採用等に取り組むこと。ユーザーエージェントごとに措置を公開し、変更時には通知すること

5 海賊版

いわゆる海賊版サイト等へのクローラ回避に取り組むこと

7 来歴証明

電子透かし、C2PAその他のコンテンツの出所及び来歴を証明するような技術的措置を可能な限り講ずること

9 窓口

権利者の適時適切な救済を確保するため、既存の体制の活用を含め適切な窓口を整備し、申出要件を可能な限り明確化するとともに、対応記録を保存すること

2 非侵害

生成AIの開発・学習等も含めたデータの活用に関して、他者の知的財産権を侵害しないこと

4 ログ

学習したログを一定期間保持していること(AI事業者ガイドライン第1.2版19頁の検証可能性の確保を参照)

6 出力制御

知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置を可能な限り講ずること

8 利用者周知

生成物が他者の知的財産権を侵害するものと考えられる場合には、これを利用すべきでない旨を利用者に周知すること

※ ペイウォールはコンテンツ本体への技術的アクセス制限(強制力あり)、robots.txtはクローラに対する機械可読な意思表示(従うかはクローラ側の任意)。両方を挙げているのは、技術的に閉じている情報と、開いているが立入りを拒否する意思が示されている情報の双方を尊重すべきという趣旨である。

原則1の細則 — 開示にあたっての留意事項

細則には、開示の実務を進めるうえで重要な緩和的記載が含まれている。

開示の進め方

「1. 総論」の趣旨を踏まえた上で、各概要開示対象事項に該当する情報の有無や範囲を特定するとともに、他の法令等に抵触することのないよう留意して手続を進めることが肝要とされる。事業者が自ら進んで詳細を明らかにすることも妨げられない。

批判の抑制

一部を開示しないという一事のみをもって、当該事業者を直ちに批判することは慎むべきとされる。権利者・利用者と事業者との間で秩序ある対話と相互理解が図られるよう、すべての者が努めるべきとの位置づけ。

国際整合性

原則1については、当面本措置を実施するものとしつつ、今後は国際的な動向も視野に入れ、学習データの透明性確保の観点で国際的整合性に配慮した取組が進展することが期待されている。EU AI Actの学習データサマリー要求との関係整理が今後の課題となる。

標準化の期待

各事業者の取組の蓄積により開示情報が標準化され、事業者・利用者・権利者の相互理解が深化し、信頼できる生成AIの構築に寄与することが期待されている。

【記載例】概要開示はどう書くか① — モデル・学習データ関係

31

事務局が公表した「概要開示対象事項 具体例」から抜粋。全件列挙ではなく、この程度の粒度で足りるというイメージを掴むための参考例。

項目	記載例
名称	〇〇 Ver2.1
来歴	〇年〇月〇日リリース、△年△月△日△△機能を修正
アーキテクチャ・ 設計仕様	Transformerアーキテクチャ／モデル開発で第三者(〇〇社)とライセンス契約を締結／必要なGPU容量・ソフトウェアのバージョン等
利用規定	禁止用途: 法律や規制等に違反する方法での利用(参照ページのURL)
トレーニング プロセス	勾配降下法に基づき事前学習で最適化。自己回帰型言語モデルを採用し数兆トークン規模のコーパスで学習。その後RLHF等の事後トレーニングで人間の価値観・意図に沿うよう調整
学習データの 種類	テキスト・画像・音声・動画／ウェブクロール: 実施／非公開データセット: ライセンス契約により取得／公開データセット: 〇〇を使用／合成データ: 安全性強化の目的で利用
クローラ	目的: モデル改善用データ収集／〇〇bot: 〇年〇月より継続収集／第三者クローラ●●botの名称・識別子と収集期間も記載

出典: 内閣府知的財産戦略推進事務局「概要開示対象事項 具体例」(参考資料)。実際の開示では、詳細は参照ページのURLへ誘導する形が想定されている。

【記載例】概要開示はどう書くか② — 知財保護措置とエクスプレイン

32

知的財産権保護のための措置は「対応状況」を書く。参照URLへの誘導と組み合わせるのが基本形。開示できない項目はエクスプレインで補う。

措置	記載例(対応状況)
権利遵守の体制	知的財産権保護に関する〇〇原則を策定済。〇〇部門を設置し年1回見直し、内容を自社HP上で公開(参照URL)
クローラ	ペイウォールの遵守、robots.txtに従うクローラを採用。上記を含むポリシーを自社HP上で公開(参照URL)
海賊版回避	公的機関等から海賊版情報の提供があった際は内容を確認のうえ除外等を実施。権利者団体等との情報交換も実施
出力制御	知的財産権を侵害する生成物の出力を防止するフィルタリング機能を搭載
来歴証明	C2PA対応、電子透かし技術導入済
窓口	著作権窓口を設置(参照URL)、対応記録を保持

エクスプレインの記載例

(アーキテクチャ・設計仕様について)モデル開発において第三者との間で使用モデルのライセンスに関する契約を締結しているが、当該契約上の秘密保持義務のため、及びビジネスの根幹にかかわることから、当該第三者の名称等を開示することはできない。

【深掘り】使用モデル関係 — 契約で効いてくる論点

33

モデル情報は、法務・情報セキュリティ・調達が共通で参照する基礎情報である。

モデルの同一性

- ・ 名称、識別子、バージョン
- ・ 公開日、過去バージョン、修正履歴
- ・ 基盤モデルか、ファインチューニング済みか
- ・ API利用か、オンプレ・専用環境か

設計・利用条件

- ・ アーキテクチャ・設計仕様の概要
- ・ 第三者ライセンスの状況
- ・ 必要なハードウェア／ソフトウェア
- ・ 想定用途と、禁止・制限されている用途

契約・運用への反映

- ・ モデル更新時の通知義務
- ・ バージョン固定の可否
- ・ 禁止用途違反時の責任分担
- ・ サブプロセッサ／下請利用の範囲
- ・ 監査・説明資料の提供範囲

法務の勘所

モデルのバージョンが変われば、出力傾向・安全対策・ライセンス・説明内容が変わる。契約上「勝手に変えられるAI」になっていないかを確認する。

【深掘り】学習データ・クローラー 最も聞かれ、最も答えにくい領域

34

求められているのは完全なリスト開示ではなく、概要・種類・取得源・機械可読な指示への対応の説明である。

開示の主な焦点

- ・ データの種類・取得方法・目的(Webクローラ、第三者データセット、公開データセット、合成データ、RAG用データ)
- ・ クローラの目的、収集期間、名称・識別子、第三者クローラの利用有無
- ・ ペイウォール・robots.txt等への対応、海賊版サイト等へのクローラ回避

社内で詰まりやすい点

- ・ 基盤モデル提供者が十分に説明してくれない
- ・ 取得時期が古く、ログが残っていない
- ・ データライセンスの管理が開発部門任せになっている
- ・ クローラ名やUser-Agent変更時の通知ルールがない

法務の対応

- ・ ベンダーDD項目にデータ由来を入れる
- ・ robots.txt等の尊重方針、海賊版サイト回避方針を確認する
- ・ RAG投入データの権利処理は自社側で別管理する
- ・ 開示粒度と非開示理由をテンプレート化する

実務ポイント

RAGに投入するコーパスは自社が管理している領域であり、ベンダーに責任転嫁できない。ここが自社説明責任の中核になる。

※ ペイウォール=コンテンツ本体への技術的アクセス制限(強制力あり)、robots.txt=クローラへの機械可読な意思表示(従うかはクローラ側の任意)。性質の異なる2つの手当てを、原則1(2)はいずれも尊重すべき対象として並べている。

【深掘り】アカウントビリティ — ログは「後で説明するための保険」

35

追跡・遡及ができないAIは、有事に法務が説明できない。もともと、残せばよいという話でもない。

求められる発想

- ・ 開発・提供・利用中に行われた意思決定等について、技術的に可能かつ合理的な範囲で追跡・遡及が可能な状態を確保する
- ・ 責任者の明示、責任の分配、文書化、ステークホルダーへの具体的対応が含まれる

ログの候補

- ・ 学習データ収集ログ
- ・ 前処理・フィルタリング記録
- ・ モデル学習・検証記録
- ・ RAG参照元・検索ログ
- ・ 利用者入力・出力ログ
- ・ フィードバック・苦情対応記録
- ・ モデル更新・安全対策変更履歴

設計上の注意

- ・ 個人情報・営業秘密・セキュリティ・証拠保全・保存期間・アクセス権限・削除要請への対応を同時に設計する
- ・ 「残さない」という判断も、理由と代替手段を説明できるようにする

実務ポイント

ログ方針は、法務・コンプライアンス・情報セキュリティ・個人情報保護の共同テーマであり、法務単独では決められない。

【実務】原則1対応チェックリスト

開示文書の起案にあたって、法務が技術部門・知財部門と確認すべき事項。

項目	確認すべき事項	主担当
掲載場所	コーポレートサイト(全ての者が閲覧可能なもの)その他これと同等の機能を有するウェブサイトに掲載されているか。会員限定ページ・ログイン後ページは要件を満たさない	広報／法務
記載粒度	内閣府が別途公表する「概要開示対象事項の具体例」との整合。詳細すぎる開示による営業秘密の流出リスクとのバランス	法務／知財
学習データ	RAGで用いるコーパスも「学習及び検証等に用いられたデータ」に含まれる旨の明記があることを踏まえた棚卸し	開発／データ
クローラ	自社クローラのユーザーエージェント名・目的・収集期間の公開。第三者クローラを利用している場合はその名称・識別子も	開発
robots.txt	ペイウォール・robots.txt等の機械可読指示への遵守状況。遵守していない場合はエクスプレインの可否を検討	開発／法務
ログ保持	学習ログの保持期間・記録方法。AI事業者ガイドライン第1.2版の記載を踏まえた社内規程との整合	開発／法務
窓口	権利者からの申出窓口の設置場所・申出要件・対応記録の保存方法。既存の権利侵害通報窓口の活用可否	法務
非開示部分	開示できない事項について、営業秘密・安全性／セキュリティを理由とするエクスプレイン文言を準備しているか	法務
更新体制	年1回以上の見直しサイクルと、更新した旨の公表手順が社内規程に落ちているか	法務／内部統制

PART

IV

原則2・原則3 — 照会への回答

権利者と利用者、二つのルートからの開示要求にどう応じるか。

- 原則2: 法的手続を行う／準備する権利者からの求め
- 原則3: 生成物を生成した利用者からの求め
- 窓口設計・濫用防止・エクस्पラインの限界

原則2 — 権利者からの開示の求めへの回答

訴訟提起、調停申立て、ADRその他の法的手続を現に行い、又は準備をしている者（及びその委任を受けた弁護士等）からの求めが要件を満たすとき、生成AI事業者は回答を行う。

【開示要求可能事項】

- ・ 学習及び検証等に用いられたデータに、要求者が照会するURL等の情報（＝原則2対照情報。事業者において容易にアクセス及び確認可能なものに限る）が含まれているか否か
- ・ 提供者が回答できない場合は、生成AIサービスに搭載されたモデルを開発した者の名称

【開示の求めが満たすべき事項】

- ・ ① 原則2開示要求者に該当することを示す理由が示されていること
- ・ ② 回答の利用目的が明示され、当該目的以外で利用しない旨を誓約していること
- ・ ③ 原則2対照情報を示し、開示を求める理由となる事由が特定されていること

細則が示す典型例

自ら作品を創作してウェブサイトAに掲載している者が、当該作品と同一又は類似の生成物を発見したため、生成AI事業者に対し、当該ウェブサイトAの作品掲載ページのURLを示して、当該ドメインがクローラによるクロール対象に含まれているか、第三者から提供を受けた学習データの取得源に含まれているか等について開示を求める場合。

※ 作品自体がクロール対象に含まれているか否かを照会することを想定するものではない、と脚注で明示されている。

原則3 — 利用者からの開示の求めへの回答

39

生成AIを用いてコンテンツを生成した者からの求めが要件を満たすとき、生成AI事業者は回答を行う。利用者が自らの生成物を安心して利活用できるようにする趣旨。

【開示要求可能事項】

- ・ 学習及び検証等に用いられたデータに、要求者の生成物と同一又は類似するコンテンツが掲載されたURL等の情報（＝原則3対照情報）が含まれているか否か
- ・ 提供者が回答できない場合は、生成AIサービスに搭載されたモデルを開発した者の名称

【開示の求めが満たすべき事項】

- ・ ① 生成物及びその生成に用いたプロンプトが示されていること
- ・ ② 利用目的が明示され、当該目的以外の目的、及び訴訟提起・調停申立て・ADR申立てに用いる目的で利用しない旨を誓約していること
- ・ ③ 原則3対照情報を示し、開示を求める理由となる事由が特定されていること

原則3特有の設計 — 「争いに使わない」誓約

原則3では、利用目的の限定に加えて「訴訟提起、調停申立て、ADRの申立てに用いる目的で利用しない」旨の誓約まで求められる。これは、原則3が利用者の生成物利活用の安心確保を目的とするものであり、権利行使のための情報収集ルートである原則2との役割を峻別する趣旨と解される。法務としては、社内の生成AI利用者がこのルートを使う場面（自社が生成した広告クリエイティブの類似性確認など）を想定しておくといよい。

原則2と原則3の比較

同じ「開示の求めへの回答」でも、要求者・要件・使途制限が異なる。窓口を分けるか統合するかの設計判断に直結する。

観点	原則2	原則3
要求者	法的手続を現に行い又は準備している権利者等、その委任を受けた弁護士・法令により裁判上の行為をすることができる代理人	生成AIシステム／サービスを用いてコンテンツを生成した者
対照情報	要求者が照会するURL等の情報	生成物と同一又は類似するコンテンツが掲載されたURL等の情報
要求者の疎明	原則2開示要求者に該当することを示す理由（事業者が該当すると信じるに足る理由の提示が必要）	生成物及び生成に用いたプロンプトの提示
使途制限	明示した利用目的以外で利用しない旨の誓約	左記に加え、訴訟提起・調停申立て・ADR申立てに用いない旨の誓約
共通事項	対応方針の明確化・公表が望ましい／手数料・回数制限による濫用防止措置は可（萎縮させる水準は不可）／合理的期間内の速やかな開示／体制未整備を述べるだけではエクспレインとして不十分／技術的に不可能な旨を根拠を示して述べればエクспレインとなる	

【実務】照会を受けた側の要件確認 — 「言われたから回答」ではない

41

原則2・3は、要件を満たす求めに対して回答するものである。受け手側にも確認フローが必要になる。

要件	確認内容	社内オペレーション
① 資格	原則2開示要求者に該当することを示す理由。法的手続を現に行い、又は準備している者等に該当すると信じるに足りる理由が示されているか	本人確認、代理権の確認、法的手続の係属・準備状況を示す資料の受領
② 目的	回答の利用目的が明示され、当該目的以外で利用しない旨の誓約があるか(原則3では訴訟・調停・ADRに用いない旨の誓約も)	利用目的欄・誓約文・再開示制限を織り込んだ申出フォームの整備
③ 対照情報	URL等の対照情報が示され、開示を求める理由となる事由が特定されているか	URL、ドメイン、対象作品、類似性の説明、発見経緯を必須入力とする
④ 回答範囲	回答は、対照情報の含有の有無又はモデル開発者の名称。営業秘密等の強制開示ではない	回答テンプレート、非開示理由、技術的に確認不能な場合の説明文の事前準備

実務ポイント

原則2対応は、法務・CS・開発・データ管理が共同で回す「準紛争対応プロセス」として設計する。

【実務】照会対応体制の設計論点

42

原則2・3は「文書を作れば終わり」ではなく、継続的に運用する窓口業務である。

窓口の設計

- ・ 既存の権利侵害通報窓口・お問合せ窓口を活用することも認められている
- ・ 原則2と原則3で受付フォームと審査基準を分けるか、統合して分岐させるか

回答期限

- ・ 特定のルールは定められていないが、要求者の権利実現に支障を来さないよう、合理的期間内の速やかな開示に努めることが期待される
- ・ 社内SLAとして目安期間を定めておくのが実務的

エクспレインの限界

- ・ 体制構築ができていないことを述べるだけでは不十分
- ・ 事業規模等を勘案しつつ、体制構築が完了する時期を適切に説明することが求められる

濫用防止措置

- ・ 一定の手数料、相当期間内につき相当回数までの回数制限を設けることが考えられる
- ・ ただし、求めを萎縮させ、困難にし、又は諦めさせるような水準の設定は不可

対応方針の公表

- ・ 技術的課題やコスト、利用目的や法的手続の内容等を踏まえ、対応方針を自ら明確化して公表することが望ましいとされる
- ・ 自らが法的手続の相手方となる場合の対応は、当該手続の対応戦略とも関係するため別途検討を要する

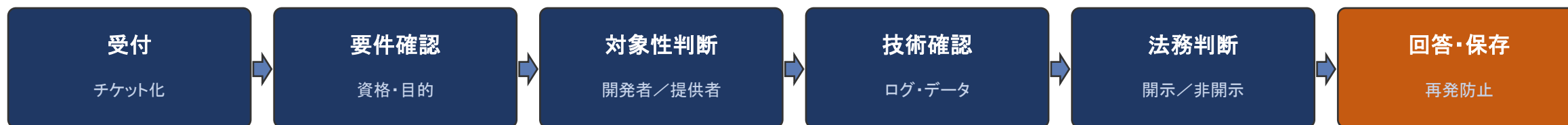
他制度との関係

- ・ 原則2・3以外の情報収集手段として、当事者照会（民訴163条）、文書提出命令の申立て（同221条）が明示されている
- ・ 情報流通プラットフォーム対処法に基づく発信者情報開示請求との併用も想定

【実務】照会対応の社内ワークフロー

43

問い合わせを受けた瞬間から、証拠・秘密・回答品質の管理が始まる。



法務が最初に止めるべきこと

- ・ 担当者による個別回答
- ・ 根拠のない否定・肯定
- ・ ログの削除・上書き
- ・ SNS・広報対応と法務対応の分断
- ・ 秘密情報を含む資料の広範な社内共有

技術部門に依頼すること

- ・ 対象サービス／モデルの特定
- ・ 照会URL等の検索可否
- ・ 学習・検証・RAGデータの確認
- ・ ログの保存状況
- ・ 回答できない技術的理由の言語化

回答後に残すこと

- ・ 要求者・代理人の確認記録
- ・ 受領した情報と誓約
- ・ 確認したログ・資料
- ・ 回答書と非開示理由
- ・ 社内承認者
- ・ 改善・再発防止メモ

回答文には、①受領確認 ②要件の充足状況 ③確認可能な範囲 ④回答できない事項とその理由 ⑤追加情報の依頼 ⑥今後の対応予定 を含める。自らが法的手続の相手方となる場合は、訴訟対応として別管理する。

PART

V

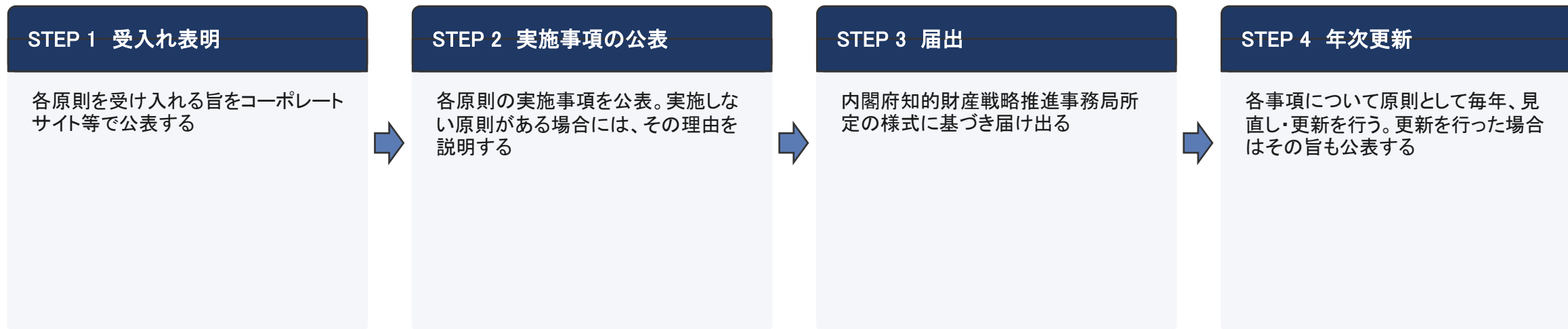
受入れ表明とエクस्पラインの作法

コードを「受け入れる」とは何をすることか。

- ー 公表事項と内閣府への届出
- ー オーバーライド条項という落とし穴
- ー 非該当企業への波及と残された論点

受入れ状況の可視化 — 公表と届出

原則を受け入れる生成AI事業者に対して、コーポレートサイト等での公表と内閣府所定様式による届出が期待されている。



内閣府の役割 — 審査はしない

事務局は、コンプライ・オア・エクスプレインに係る参考様式を作成し、届出のあった事業者の一覧及び公表したコーポレートサイト等のリンクを公表する。関係省庁・関係団体の協力の下、積極的な届出を各業界に対して促すものとされる。ただし、事務局は届出の内容について審査を行うものではなく、第三者からの照会等にも回答しない。すなわち、記載内容の正確性・十分性についての評価は、市場と権利者の目に委ねられる建付けである。

エクспレインの作法とオーバーライド条項

「実施しない」こと自体は許容される。問題は説明の質である。

エクспレインとして認められるもの

- ・ 原則が技術的な現実に見合わない等の理由による不実施と、その理由の説明
- ・ 開示できない事項について、営業秘密・安全性／セキュリティを理由とする説明
- ・ 開示を行うことが技術的に不可能である旨を、必要な根拠を示して述べる

エクспレインとして不十分なもの

- ・ 原則2・3を実施する体制構築ができていないことを述べるだけの説明（体制構築の完了時期の説明まで要する）
- ・ 契約・利用規約にオーバーライド条項が存在すると示すだけの説明

オーバーライド条項 — 受入れ表明後の空洞化を防ぐ規律

受入れ表明をしていた場合であっても、利用規約等の規定に基づき開示対象を限定する等、実質的に各原則を実施していないと評価できる場合には、別途エクспレインを要する。契約又は利用規約において原則の適用を撤廃・制限する規定（オーバーライド条項）が存在すると示すだけでは足りず、なぜ当該規定を設けて撤廃・制限しているのかを説明することを要する。

→ 受入れ表明にあたっては、自社の利用規約・API規約・サービス約款が原則1～3の実施を実質的に制限していないか、条項レベルでの棚卸しが必要となる。

【実務】エクспレインの品質 — できない理由の説得力で差がつく

47

同じ「実施しない」でも、説明の作り方によって受け止められ方はまったく異なる。

場面	不十分なエクспレイン	より望ましいエクспレイン
体制未整備	現時点で体制がないため対応できません	いつまでに、どの部署が、どの範囲から体制を構築するか。暫定的な受付・回答の範囲はどこまでか
技術的不能	技術的に不可能です	どの情報が、どの技術的理由で確認不能なのか。代替的に確認可能な範囲はどこまでか
営業秘密	営業秘密なので開示できません	営業秘密に触れない範囲での概要・類型・方針、非開示とする理由、相談窓口の案内
利用規約による制限	規約により開示対象外としています	なぜ規約で制限するのか、本コードとの関係、利用者・権利者保護とのバランスをどう考えたか

実務ポイント

エクспレインは社外向けFAQではなく、経営としてのリスク選好・技術的限界・改善計画の表明である。文案は経営レベルで確認する。

非該当企業にも及ぶ影響 — 調達・契約実務

48

自社が「生成AI事業者」に該当しない場合でも、AIを調達・利用する立場として本コードは実務に影響する。

ベンダー選定基準への織り込み

- ・ 受入れ表明の有無、届出の有無、公表内容の充実度をRFP・ベンダー評価項目に加える
- ・ 内閣府が公表する事業者一覧とリンクが、デューデリジェンスの一次情報となる

利用ガイドラインへの反映

- ・ 生成物が他者の知的財産権を侵害すると考えられる場合には利用すべきでない旨の周知(原則1(2)が事業者を求める措置)を、自社の社内AI利用規程にも反映する

自社コンテンツの防御

- ・ 自社サイトのrobots.txt・ペイウォール設定の見直し
- ・ 無断学習を発見した場合の原則2ルートの活用可能性(法的手続の準備が前提)

契約条項の設計

- ・ 学習データの適法性に関する表明保証
- ・ 海賊版サイトからの学習をしていない旨の確約
- ・ 権利侵害生成物に関する補償(indemnity)とその上限

原則3ルートの活用

- ・ 自社が生成AIで作成したクリエイティブについて、類似コンテンツのURLを示して学習データ該当性を照会できる
- ・ 誓約書のひな型をあらかじめ準備しておく

再判定のトリガー管理

- ・ AI機能を外販・顧客提供へ拡張する際に該当性を再判定する社内プロセスを整備
- ・ 新規プロダクトの企画段階で法務レビューを必須化

残された論点 — 今後の見直しに向けて

本コードは完成形ではなく、運用と見直しを通じて発展させることが前提とされている。

論点	指摘の内容	実務上の含意
実効性	法定ルールではなく、強制的な開示や罰則を伴わないことから、事業者が遵守するかは不透明であるとの指摘（日本新聞協会等）	受入れ表明の有無が、事実上の差別化要素として機能する可能性
開示範囲	開示要求可能事項が「指定URL等が含まれているか否か」に限定され、検討会の原案から範囲が狭まったとの指摘	権利者としては、当事者照会・文書提出命令等の既存手続との併用を前提とせざるを得ない
競争条件	海外事業者との競争条件、対応工数の負担についての懸念（経団連との意見交換会）	域外適用は明記されたが、実効性の担保手段は用意されていない
国際整合	EU AI Actにおける学習データサマリーの公表義務等との関係整理	グローバル展開企業は、EU向け開示との一本化を検討する余地
侵害判断の限界	対照情報が学習データに含まれるか否かだけでは、著作権侵害の成否（類似性・依拠性）は決まらない	回答文に「侵害の有無を判定するものではない」旨の限界を明示する
運用の熟度	現時点のものは完全ではなく、各事業者のサービスや事情により対応が不可能な事柄があり得ることが前提とされている	初年度は「できる範囲での実施＋丁寧なエクスプレイン」が現実解

※ 事業者による対応の状況、運用上の実効性、国際的な取組の動向等を勘案し、必要があると認めるときは、改定を含めた適切な対応を行うものとされている。

PART

VI

ケーススタディと社内実装

4つのケースで当てはめを確認し、契約・規程・体制に落とし込む。

- ー 社内業務用AI／業界特化SaaS／顧客向けチャットボット／権利者照会
- ー ベンダーDD・契約条項・社内規程体系
- ー 運用体制・経営報告

ケース1: 大手企業が社内業務用AIを導入する

51

直接の対象外であっても、調達・監査・社内規程の局面で本コードは効いてくる。

事案

本社が海外ベンダーの生成AIを導入し、社内文書検索、議事録要約、企画書作成、FAQ生成に利用する。社外への提供は行わない。

本コード上の主眼

社内専用であれば、自社は生成AI事業者には該当しない整理があり得る。もっとも、ベンダーが日本向けに提供している以上、ベンダー側の透明性・知財保護措置は確認の対象になる。

法務の対応

- ・ ベンダーの原則1相当の開示を取得する
- ・ 入力データの学習利用の有無を確認する
- ・ 入力禁止情報を規程化する
- ・ 出力物の知財確認フローを設ける
- ・ ログ・監査・インシデント対応を定める
- ・ 権利者照会時のベンダー協力条項を入れる

実務ポイント

社内利用の焦点は「自社が対象か」よりも、ベンダーの説明力と社内での出力物管理にある。

ケース2:IT企業が業界特化型AIサービスを外販する

52

基盤モデルを使っている、自社が付加した部分についての説明責任は残る。

事案

IT企業Eが汎用生成AIのライセンスを受け、特定業界X向けに文書生成・FAQ・審査支援機能を組み込んだSaaSを提供する。複数の企業F・G・Hが利用する。

本コード上の見方

除外類型に該当しない限り、業界特化AIの開発・提供者も生成AI事業者該当し得る。汎用部分は基盤モデル提供者が、付加部分は自社が対応するという構造になる。

法務の対応

- ・ 基盤モデル提供者との責任分界の明確化
- ・ 自社RAGデータの権利処理
- ・ 出力制限・禁止用途の設計
- ・ 顧客向けの概要開示ページの整備
- ・ 権利者照会・利用者照会の窓口設置
- ・ モデル更新時の通知と再評価の仕組み

実務ポイント

「基盤モデル提供者がやっている」という説明は、自社が付加した部分の説明責任を消さない。

ケース3:顧客向けAIチャットボットを既存サービスに組み込む

「提供者」化しやすい典型例。利用規約だけでなく、運用の実態が問われる。

確認項目	法務・コンプライアンスの観点	実装例
対象性	顧客に対して生成AIサービスを公衆提供していると評価されるか	利用者の範囲、公開範囲、ログイン制限、サービス説明の整理
学習・RAG	顧客問い合わせ、社内FAQ、製品マニュアルが学習又は検索参照に使われるか	学習利用オフ設定、RAGソース台帳、権利処理済み文書のみの投入
出力リスク	第三者知財の侵害、虚偽情報、個人情報・営業秘密の漏えい	禁止プロンプト、類似性フィルタ、有人レビュー。免責条項のみに依存しない運用
照会対応	顧客・権利者から「似た文章・画像が出た」と指摘された場合の回答	受付窓口、チケット管理、ベンダーへの照会期限、回答テンプレート

実務ポイント

外部向けAI機能は、リリース判定の段階で「原則1の開示」「原則2・3の照会対応」まで含めて審査する運用にする。

ケース4: 権利者から「うちの作品を学習したのか」と照会された

54

初動でやるべきこと、やってはいけないこと。ここでの対応が後の紛争の輪郭を決める。

やるべき初動

- ・ 要求者の属性の確認
- ・ 法的手続中／準備中かの確認
- ・ 対象URL等と理由の特定
- ・ 目的外利用しない旨の誓約の取得
- ・ 自社が提供者か開発者かの整理
- ・ 基盤モデルベンダーへの照会可否の確認
- ・ 証拠保全と社内共有範囲の管理

避けるべき対応

- ・ 担当者の判断で「学習していません」と即答する
- ・ 根拠を示さず「営業秘密です」とだけ返す
- ・ 利用規約を提示するだけで終わらせる
- ・ SNS対応と法務対応を分離しない
- ・ 問い合わせ記録を残さない
- ・ ベンダーへの照会期限を定めない

回答の設計

回答には、①受領確認、②要件の充足状況、③確認可能な範囲、④回答できない事項とその理由、⑤追加情報の依頼、⑥今後の対応予定を含める。

自らが法的手続の相手方となる場合は、通常窓口の対応とは切り分け、訴訟対応として別管理する。

実務ポイント

「否定できるか」を考える前に、「どの情報に基づき、誰の責任で回答するか」を確定させる。

【実務】AIサービス調達時のチェック項目

55

本コードを、ベンダーデューデリジェンスと契約条項に落とし込む。契約締結後に聞いても答えが出ない情報は、契約前に取得する。

カテゴリ	ベンダーへの確認質問	契約・運用への反映
モデル	モデル名称・バージョン・変更履歴・更新通知の仕組みはあるか	変更通知義務、重大変更時の再審査、バージョン固定又は互換性保証
データ	学習・検証・RAG用データの種類、由来、権利処理、robots.txt対応、海賊版サイト回避について説明できるか	データ利用に関する表明保証、第三者データセット契約の確認、権利侵害時の協力義務
ログ	入力・出力・参照元・モデル更新・苦情対応のログを保存できるか	保存期間、アクセス権限、監査、証拠保全、個人情報保護法対応
照会対応	権利者・利用者からの照会を受けた場合、何営業日以内に何を回答するか	協力条項、SLA、エスカレーション経路、秘密情報の管理
知財補償	出力物の権利侵害に関する補償、除外事由、禁止用途、ユーザー責任の範囲は何か	補償範囲と上限、免責事由、利用条件、社内承認フロー

【実務】社内規程・文書体系 — AI規程を「単体」で作らない

56

知的財産、個人情報、情報セキュリティ、契約、広報の各体系と接続させる。

AI利用規程	AIサービス提供基準	ベンダーDD票	照会対応手順書
・ 利用可能ツール ・ 入力禁止情報 ・ 出力物の確認義務 ・ 外部公開前レビュー ・ プロンプト・出力の記録 ・ 侵害が疑われる場合の停止 ・ 秘密情報・個人情報の扱い	・ 対象事業者該当性の判定 ・ 概要開示の要否 ・ モデル・データ・ログの説明可能性 ・ 利用規約・FAQ ・ 問い合わせ窓口 ・ 原則1～3の対応フロー ・ 年次見直し	・ モデル・バージョン情報 ・ 学習データの由来 ・ robots.txt／海賊版対応 ・ ログ保存範囲・期間 ・ 照会協力条項とSLA ・ 知財補償の範囲 ・ サブ委託先	・ 受付窓口 ・ 要求者の資格確認 ・ 必要情報の様式 ・ 開発者／提供者の切分け ・ ベンダーへの照会 ・ 回答テンプレート ・ 不開示・技術的不能の説明 ・ 記録保存

実務ポイント

受入れ表明の前に、この4文書が整合しているかを確認する。準備不足のまま宣言すると、かえって説明不能リスクが生じる。

【実務】運用体制 — 法務だけでは回らない

57

本コードへの対応は、AIガバナンス委員会型の横断体制で処理するのが現実的である。

機能	主担当	役割
法務・知財	法務部／知的財産部	該当性判断、契約、照会対応、権利者対応、利用規約・FAQ、エクスプレイン文案の起案
コンプライアンス	コンプライアンス／リスク管理	受入れ表明の判断、年次レビュー、研修、内部統制、監査対応
開発・プロダクト	AI／IT部門	モデル・データ・ログ・フィルタ・RAGの実装、技術的に不可能な理由の言語化
情報セキュリティ	CISO部門	安全性・セキュリティ情報の非開示判断、ログへのアクセス管理、インシデント対応
調達・事業部	調達／サービス責任者	ベンダーDD、SLA、顧客説明、提供範囲変更時の再審査
CS・広報	問い合わせ窓口／広報	問い合わせの受付、外部説明、記録管理、エスカレーション

【実務】経営説明 — 取締役会・リスク委員会で何を報告するか

58

技術論としてではなく、説明責任・契約・レピュテーションの問題として報告する。

報告項目

- ・ 外部提供しているAI機能の一覧
- ・ 対象事業者該当性の判定結果
- ・ 原則1相当の開示準備状況
- ・ ベンダーDDと契約条項の整備状況
- ・ 権利者・利用者照会フローの整備状況
- ・ ログ・証拠保全体制
- ・ 重大リスクと残課題

経営判断を要する事項

- ・ 受入れ表明を行うか、その時期
- ・ 説明できないAI機能の提供停止・延期
- ・ 海外ベンダーの継続利用の可否
- ・ 知財補償の水準をどこに置くか
- ・ ログ保存と個人情報リスクのバランス
- ・ 炎上時の公表方針

一言で言うなら

生成AIの透明性対応は、研究開発部門だけの技術課題ではなく、顧客・権利者・市場に対する説明責任の課題である。

法務が責任を持つべきなのは、AIを使ってよいかの可否判断ではなく、説明可能な形での導入・提供である。

実務ポイント

取締役会で問うべきは「AIを使ってよいか」ではなく、「説明できる形で使っているか」である。

【実務】適用開始に向けたアクションプラン

60

全社AIガバナンスを一気に完成させるのではなく、「説明できる範囲」と「説明できない理由」を明確化していく。

FIRST 棚卸し(～9月)	・ AIプロダクト・機能の棚卸し(社内利用／グループ内／外販の区分) ・ 技術構成のヒアリング(学習データの出所、RAGコーパスの範囲、ログの所在) ・ 該当・非該当の判断とその根拠の記録化	アウトプット AI利用台帳／該当性判定メモ／重大リスク一覧
SECOND 開示文書の起案(9～10月)	・ 原則1の概要開示文書の起案(事務局公表の具体例との突合) ・ 足りない情報のベンダーへの照会 ・ 利用規約・API規約のオーバーライド条項の棚卸し	アウトプット 概要開示ドラフト／ベンダーDD票／非開示理由の文案
THIRD 体制整備(10～11月)	・ 原則2・3の受付窓口の設置、申出要件・審査基準・回答テンプレートの整備 ・ 手数料・回数制限等の濫用防止措置の設計 ・ 知財権保護のための原則の策定と責任体制の明確化	アウトプット 照会受付フォーム／回答テンプレート／AI関連 規程改定案
FOURTH 表明・届出と定着(適用開始後)	・ 経営報告と受入れ表明の要否・時期の判断 ・ 内閣府への届出と、年1回以上の見直しサイクルの規程化 ・ 調達・契約実務(ベンダー評価、表明保証条項)への反映	アウトプット 取締役会報告資料／受入れ表明ページ／年次 レビュー計画

優先順位:①外部提供AI ②顧客向けAI機能 ③高リスクコンテンツ生成 ④重要ベンダー ⑤社内汎用利用

まとめ

1 該当性判断がすべての起点

プロダクト単位で棚卸しを行い、社内AI・グループ内AI・受託開発は除外類型に当たることを確認したうえで、判断根拠を記録に残す。

2 外販すれば「生成AI事業者」

基盤モデルを利用した業界特化SaaS、自社製品へのAI機能搭載は該当し得る。対応範囲は自社の付加部分に限定される。

3 原則1は文書、原則2・3は体制

前者は開示文書の起案、後者は継続運用する窓口業務。所管と工数の性質が異なるため、別建てで計画する。

4 エクスプレインには質が求められる

「体制がない」「約款で制限している」は説明にならない。完了時期や制限の理由まで踏み込む必要がある。

5 非該当でも調達・契約に効く

ベンダー評価、表明保証、社内AI利用規程、自社コンテンツのrobots.txt設定 ― 利用者側の実務にも波及する。

本資料の位置づけ。

原典

内閣府「AI時代の知的財産権検討会（第13回）」資料1「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」（2026年8月18日）を基に、企業法務・コンプライアンス実務向けに再構成したもの。

注記

- ・ 本コードは現時点では「案」であり、今後の正式決定、参考様式の公表、運用状況及び国際的な動向により、実務対応は変わり得る。
- ・ 本資料中の「実務ポイント」「法務の対応」等は、原典の文言を踏まえた実務上の整理であり、原典そのものの記載ではない。個別案件では、契約・サービス仕様・利用態様・関連法令に基づく個別の検討を要する。
- ・ 本資料は法的助言そのものではなく、セミナー用の解説資料として作成したものである。
- ・ 確認すべき原典箇所：総論（目的・対象・手法）、原則1～3及び各細則、エクスプレインを選択した場合の留意事項。